

総務省行政相談センター

まぐみみ鳥取

令和5年台風第7号災害 被災者の皆様の生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和5年台風第7号災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。総務省鳥取行政監視行政相談センターでは、被災者の皆様の支援のため、支援措置を講じている関係機関等と協力して、各種生活支援に関する情報を取りまとめた窓口案内（ガイドブック）を作成しました

今回の災害に関する相談への対応に当たり、ご活用ください。

また、総務省鳥取行政監視行政相談センターでは、以下の窓口において、被災された皆様からのお問合せや相談に応じています。

- 電話による相談受付：平日8：30～17：15

TEL：0857-26-1100（要通話料）

- 来所による相談受付：平日8：30～17：15

住所：鳥取県鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第1地方合同庁舎3階

まぐみみ鳥取（鳥取行政監視行政相談センター）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来所される際の手指の消毒等にご協力をお願いします。

- インターネットによる相談受付

QRコードを読み取るか、又は「行政相談」で検索してください。

- FAXによる相談受付



注） このガイドブックは、令和5年9月5日時点における各機関のHP等の情報を基に、当センターが作成したものです。

まぐみみ鳥取



総務省行政相談センター

総務省 鳥取行政監視行政相談センター

〒680-0845

鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第1地方合同庁舎3階

電話：0857-26-1100

FAX：0857-24-5942

(注) 1 この度の台風第7号災害で、鳥取県内において災害救助法の適用を受けている市町村は、鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町(8月15日適用)の1市2町です。

2 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、情報提供します。



住まいのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 2)
- 3 被災者のための住宅提供 (P. 2)



役所の手続きのこと

- 4 国税の特別措置 (P. 3)
- 5 地方税の特別措置 (P. 4)
- 6 公共料金の減免措置 (P. 5)
- 7 年金に関すること (P. 6)
- 8 健康保険に関すること (P. 6)
- 9 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 7)
- 10 自動車の抹消登録申請時の特例的取扱 (P. 7)



お金のこと

- 11 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 8)
- 12 災害援護資金の貸付 (P. 8, 9)
- 13 生活福祉資金の貸付(緊急小口資金等 (P. 10)
- 14 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)
- 15 住宅ローンの返済 (P. 10)
- 16 雇用保険に関する特別措置 (P. 11)



教育のこと

- 17 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 12)



事業者の方へ

- 18 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 13, 14)
- 19 農林漁業関係の復興支援 (P. 14)



民間の手続きのこと

- 20 損害保険 (P. 15)
- 21 生命保険 (P. 15)
- 22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 16)



各種支援情報

- 23 お役立ち情報ウェブサイト (P. 17)



住まいのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅（現実には人が居住のために使用している建物）が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明書」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。

また、各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。

<問合せ先>

市町	窓口	電話番号
鳥取市	市民課	0857-30-8191
八頭町	税務課	0858-76-0204
三朝町	町民課税務係	0858-43-3505

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法の適用市町村において、災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の屋根や台所・トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。
- ◆ 修理限度額 ① 大規模半壊又は中規模半壊、半壊の世帯：70万6千円以内
② 準半壊の世帯：34万3千円以内
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※ 全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象
 - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）

<問合せ先> 災害救助法が適用された市町村（鳥取市、八頭町、三朝町）

3 被災者のための住宅供給

- ◆ 県、市町村営住宅においても、災害によって住宅困窮者となった被災者に対して、公営住宅を提供する場合があります。
- ◆ 県営住宅については、被災し住まいに困られている方は、通常の応募によらないで入居することができます。

<入居の条件>

 - ・ 収入月額が、一般世帯では15万8千円以下、高齢者・障がい者等世帯では21万4千円以下であること。
 - ・ 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

<問合せ先>

 - ・ 住宅政策課 0857-26-7408
 - ・ 東部建築住宅事務所 0857-20-3631
 - ・ 中部総合事務所環境建築局建築住宅課 0858-23-3235
- ◆ 詳細は、県又はお住まいの市町村にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

4 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

<問合せ先> 管轄の税務署

税務署	管轄区域	所在地	電話番号
鳥取	鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取市富安 2 丁目 89 番地 4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
倉吉	倉吉市、東伯郡	倉吉市上井 587 番 1 号	0858-26-2721
米子	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	米子市東町 124 番 16 号 米子地方合同庁舎	0859-32-4121

※ 電話は、音声案内により、税務署へ接続されます。

管轄の税務署に電話される場合は、上記の電話番号に電話をかけた後、音声案内に従い「1」を選択してください。

5 地方税の特別措置

【県税】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

< 問合せ先 > 管轄の県税事務所

税務署	管轄区域	所在地	電話番号
東部県税事務所	鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取市立川町 6 丁目 176	0857-20-3520
中部県税事務所	倉吉市、東伯郡	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3102
西部県税事務所	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	米子市鞆町 1 丁目 160	0859-31-9601

【市町村税】

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

なお、鳥取市は、災害によって大きな損害を受けた被災者に対して、市県民税雑損控除、固定資産税・都市計画税の減免及び市税の徴収猶予を行っています。

< 鳥取市の支援内容 >

制度の名称	支援の内容	対象となる方	備考	問合せ先
市県民税雑損控除	災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合は、次年度分市県民税額の計算に用いる当該年分の所得から差し引くことができる。（税申告が必要）	市県民税納税義務者で、被災され災害関連の支出をされた方	支出額のわかる領収書等、保険金等で補てんがある場合は、その金額が分かる書類が必要	市民税課 電話：0857-30-8147
固定資産税・都市計画税の減免	①10 分の 2 以上の損害を受けた資産について、被害程度に応じて 10 分の 4～全部の割合を減免。 ②被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。（ただし、既に納付されている税額についての減免（還付）はできません。）	固定資産税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	被災状況のわかるもの（写真等）が必要	固定資産税課 電話：0857-30-8158
市税の徴収猶予	被害を受けた日以降に納期限が到来する市税の納付を、1 年間猶予する。	市税の納税義務者で災害により、土地・建物等の資産に損失があり、納付が困難となった方のうち、一定の条件を満たす方	り災証明（写しでも可）、必要に応じて生活状況等がわかる書類	収納推進課 電話：0857-30-8162

6 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ N H K 受信料

今回の台風で災害救助法が適用された鳥取市、八頭町、三朝町において、建物に被害を受けた方々の受信料を一定期間免除する「災害免除」が実施されています。

- ・ 対象：半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物
- ・ 免除期間：令和5年8月から9月まで（2か月間）
- ・ 手続き：N H Kによる調査又は放送受信契約者からの届出（前払い等により支払い済みの場合は、支払済み分を免除期間終了後の請求分に充当）

<問合せ先> 0570-077-077（9:00～18:00、休日も受付）

※ つながらない場合、050-3786-5003（有料）

7 年金に関すること

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の国民年金担当課又は年金事務所にお問い合わせください。

<問合せ先> 管轄の年金事務所

名称	管轄区域	所在地	電話番号
鳥取年金事務所	鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取市扇町 176	0857-27-8311
倉吉年金事務所	倉吉市、東伯郡	倉吉市山根 619-1	0858-26-5311
米子年金事務所	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	米子市西福原 2-1-34	0859-34-6111

8 健康保険に関すること

- ◆ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、一定の要件に該当する場合は、災害時の保険料の徴収猶予又は減免を受けることができます。
また、医療費一部負担金についても、一定の要件に該当する場合は、徴収猶予又は減免を受けることができます。

<問合せ先> お住まいの市町村の担当課

9 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

＜問合せ先＞ 鳥取地方法務局 0857-22-2191
鳥取地方法務局倉吉支局 0858-22-4108
鳥取地方法務局米子支局 0859-22-6161

10 自動車の抹消登録申請時の特例的取扱

- ◆ 中国運輸局では、今回の台風で災害救助法が適用された鳥取市、八頭町、三朝町を対象に、自動車が流出や土砂に埋まる等の被害のため、罹災証明書の交付を受けることや自動車登録番号及び車台番号が不明である場合などにおける、被災車両の抹消登録申請時の特例的取扱いを行っています。

＜特例措置の内容＞

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する
原因を証する書面（罹災証明書又は被災証明書）の入手が困難	申請人の申立書をもって「罹災証明書」に代える

＜問合せ先＞ 中国運輸局自動車技術安全部管理課
082-228-9141



お金のこと

11 災害弔慰金、災害障害見舞金

- ◆ 自然災害（要件があります）により、亡くなられた場合や重度の障害を負った場合は、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

なお、鳥取市では、次のとおり、災害弔慰金及び災害障害見舞金について、案内しています。

鳥取市による支援内容及び問合せ先

制度の名称	支援の内容	対象となる方	備考	問合せ先
災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族に対して、鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給する。 ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の場合：250万円	①災害により死亡した鳥取市に住民登録のある方の遺族 ②支給の範囲順位は、 （1）配偶者（2）子 （3）父母（4）孫（5）祖父母	—	地域福祉課 電話番号：0857-30-8202
災害障害見舞金	災害により障がい者となられた場合、鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害障害見舞金を支給する。 生計維持者の場合：250万円 その他の場合：125万円	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいのある方 （例） ・両眼が失明したもの ・咀嚼および言語の機能を廃したもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの など	対象となる障がいを有することを証明する医師の診断書が必要	地域福祉課 電話番号：0857-30-8202

12 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

なお、鳥取市では、次のとおり、災害援護資金の貸付について、案内しています。

制度の名称	鳥取市災害援護資金貸付																						
支援の内容	◆災害により、住家又は家財に被害を受けられた場合に、鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害援護資金を貸し付けします。 <table> <tr> <td>【世帯主に 1 カ月以上の負傷がある場合】</td><td>貸付限度額</td></tr> <tr> <td>住家・家財に損害がない</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>家財に 1/ 3 以上の損害がある</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>住家の半壊</td><td>270 万円（350 万円）</td></tr> <tr> <td>住家の全壊（全体が滅失）</td><td>350 万円</td></tr> <tr> <td>住家の全壊（上記以外）</td><td>350 万円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>【世帯主に 1 カ月以上の負傷がない場合】</td><td></td></tr> <tr> <td>家財に 1/ 3 以上の損害がある</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>住家の半壊</td><td>170 万円（250 万円）</td></tr> <tr> <td>住家の全壊（全体が滅失）</td><td>350 万</td></tr> <tr> <td>住家の全壊（上記以外）</td><td>250 万円（350 万円）</td></tr> </table> ※（ ）は、取り壊しの特例の場合の貸付限度額	【世帯主に 1 カ月以上の負傷がある場合】	貸付限度額	住家・家財に損害がない	150 万円	家財に 1/ 3 以上の損害がある	250 万円	住家の半壊	270 万円（350 万円）	住家の全壊（全体が滅失）	350 万円	住家の全壊（上記以外）	350 万円	【世帯主に 1 カ月以上の負傷がない場合】		家財に 1/ 3 以上の損害がある	150 万円	住家の半壊	170 万円（250 万円）	住家の全壊（全体が滅失）	350 万	住家の全壊（上記以外）	250 万円（350 万円）
【世帯主に 1 カ月以上の負傷がある場合】	貸付限度額																						
住家・家財に損害がない	150 万円																						
家財に 1/ 3 以上の損害がある	250 万円																						
住家の半壊	270 万円（350 万円）																						
住家の全壊（全体が滅失）	350 万円																						
住家の全壊（上記以外）	350 万円																						
【世帯主に 1 カ月以上の負傷がない場合】																							
家財に 1/ 3 以上の損害がある	150 万円																						
住家の半壊	170 万円（250 万円）																						
住家の全壊（全体が滅失）	350 万																						
住家の全壊（上記以外）	250 万円（350 万円）																						
対象となる方	火災又は自然災害により被害を受けた、常時居住の用に供している住家に居住している世帯の世帯主																						
備考	<table> <tr> <td>利率</td><td>保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 年 1%（据置期間中は、無利子）</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>3 年（特別な場合は 5 年）</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10 年（据置期間含む）</td></tr> <tr> <td>償還方法</td><td>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</td></tr> <tr> <td>連帯保証人</td><td>任意</td></tr> <tr> <td>貸付の申込期限</td><td>被災の日の属する月の翌月初日から 3 か月を経過する日</td></tr> <tr> <td>所得制限</td><td>世帯員全員の前年中の所得の合計額による制限</td></tr> </table>	利率	保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 年 1%（据置期間中は、無利子）	据置期間	3 年（特別な場合は 5 年）	償還期間	10 年（据置期間含む）	償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還	連帯保証人	任意	貸付の申込期限	被災の日の属する月の翌月初日から 3 か月を経過する日	所得制限	世帯員全員の前年中の所得の合計額による制限								
利率	保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 年 1%（据置期間中は、無利子）																						
据置期間	3 年（特別な場合は 5 年）																						
償還期間	10 年（据置期間含む）																						
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還																						
連帯保証人	任意																						
貸付の申込期限	被災の日の属する月の翌月初日から 3 か月を経過する日																						
所得制限	世帯員全員の前年中の所得の合計額による制限																						
問合せ先	地域福祉課 電話番号：0857-30-8202																						

13 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用（福祉費）」などの貸付があります。

<問合せ先>お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

14 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

<問合せ先>住宅金融支援機構 0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行う場合があります。

<問合せ先>各金融機関

15 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

<問合せ先>借入先の金融機関

- ◆ 借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

<問合せ先>全国銀行協会相談室 0570-017-109(ナビダイヤル)
又は 03-5252-3772

16 雇用保険に関する特別措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されます。
- ◆ 事業所が災害により直接被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご注意ください。

- ◆ ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます。また、他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

＜問合せ先＞鳥取労働局職業安定課 0857-29-1707 又は 管轄のハローワーク

ハローワーク	管轄区域	電話番号
鳥取	鳥取市、岩美郡、八頭郡	0857-23-2021
倉吉	倉吉市、東伯郡	0858-23-8609
米子	米子市、境港市 西伯郡、日野郡	0859-33-3911
根雨出張所	日野郡	0859-72-0065



教育のこと

17 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 災害支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、
 1. 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。
 2. 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生に対して JASSO 災害支援金の申請受付をしています。

<問合せ先> (独)日本学生支援機構政策企画部広報課 03-6743-6011



事業者の方へ

18 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済などの相談を次の窓口で受け付けています。

< 日本政策金融公庫 >

支店名	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業
鳥取支店	0570-073246	0857-20-2151	0857-23-1641
米子支店	0570-074563	—	—

< 商工中金 >

支店名	電話番号
鳥取支店	0857-22-3171
米子支店	0859-34-2711

< 鳥取県信用保証協会 >

機関名	電話番号
鳥取本所	0857-26-6631
倉吉支所	0858-22-6103
米子支所	0859-34-3535

< 商工会議所 >

機関名	電話番号
鳥取商工会議所	0857-26-6666
倉吉商工会議所	0858-22-2191
米子商工会議所	0859-22-5131
境港商工会議所	0859-44-1111

< 鳥取県中小企業団体中央会 >

機関名	電話番号
本部（鳥取）	0857-26-6671
倉吉出張所	0858-22-1706
米子支所	0859-34-2105

＜鳥取県よろず支援拠点＞電話番号：0857-31-6851

＜中国経済産業局 産業部中小企業課＞電話番号：082-224-5661

19 農林漁業関係の復興支援

- ◆ 日本政策金融公庫に、被災された農林漁業者を対象とした特別相談窓口が設置されています。適用できる融資制度は、農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金（災害）です。

＜問合せ先＞鳥取支店（農林水産事業） 0857-20-2151



民間の手続きのこと

20 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ そんぽ ADR センター（平日 9:15～17:00）
ナビダイヤル 0570-022-808
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ・ 自然災害等損保契約照会センター（平日 9:15～17:00）
フリーダイヤル 0120-501-331
- ◆ 日本損害保険協会からのお知らせ（令和 5 年台風第 7 号に伴う災害）
https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/2308_002.html

21 生命保険

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域（鳥取市、八頭町、三朝町）の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/post_3.html
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長 6 か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 災害時受付専用連絡先（生命保険相談所）（平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル 0120-001-731
 - ・ かんぽコールセンター（平日 9:00～21:00、休日 9:00～17:00）
フリーダイヤル 0120-552-950

22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

<問合せ先>

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター（平日 9:00～19:00、休日 9:00～17:00）

0120-108-420

※ 携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※ IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります。



各種支援情報

23 お役立ち情報ウェブサイト

< 政府広報オンライン >

◆ 防災・減災に役立つ情報（災害別）

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html

< 厚生労働省 >

◆ 避難所生活で健康に過ごすための情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00020.html

< 鳥取県 >

◆ 復旧・復興に向けた支援策

<https://www.pref.tottori.lg.jp/312445.htm#itemid1331938>

< 鳥取市 >

◆ 被災者支援制度一覧

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1477613380377/index.html>

◆ 令和5年8月台風7号 事業者支援（8月専決補正予算に係る）

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1692837504684/index.html>

< 三朝町 >

◆ 罹災証明書または被災証明書の交付について

<http://www.town.misasa.tottori.jp/1448/1606/32800.html>